



# 高齢者住宅改修給付事業



日常の動作が困難であり、身体機能の低下等により  
住宅の改修が必要な場合に、以下の内容について、  
住宅設備の改修にかかる費用を給付します。

## 対象者

### ①～③のすべてに該当する方

- ① 区内にお住まいで、**65歳以上**の要支援・要介護の認定を受けた在宅の方。  
(階段昇降機は要介護3～5と認定された方)
- ② 日常の動作に困難があり、住宅の改修が必要と認められる方で、  
それぞれの改修給付の要件を満たしていること。
- **浴槽の取替え工事** →既存の浴槽での入浴が困難な方
  - **流し台または洗面台の取替え工事**
    - 流し台：対象者本人が主に調理を行う場合で、日常的に車いすを使用している方
    - 洗面台：日常的に車いすを使用し、既存の洗面台の使用が困難な方
  - **階段昇降機の取付け工事**
    - 日常的に車いす又は歩行器を使用し、日常的に階段を昇降する必要がある方
- ③ 対象の工事について、他の補助金等の交付および本給付を受けていないこと。

## 給付内容

給付種目	給付限度額
浴槽の取替え工事	379,000円
流し台または洗面台の取替え工事	156,000円
階段昇降機の取付け工事	300,000円

※利用者負担額は、給付限度額の1割及び限度額を超えた部分の全額

(生活保護受給中の方は、限度額内は免除)となります。

※利用者負担額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

## 申込み

- **申込場所**：お住いの地域を担当する地域包括支援センター

- **持ち物**：介護保険被保険者証

※すでに工事が始まっている場合や、終了している場合はご利用できません。

必ず、改修前にご申請ください。

※申請時および工事完了後に、地域包括支援センターの職員が訪問調査に伺います。



# 申請～給付までの流れ

## 1. 相談・申請



住宅改修の内容、費用、必要書類等について地域包括支援センターへご相談ください。

## 2. 訪問調査

地域包括支援センターの職員が訪問調査に伺います。



## 3. 施工業者決定・打合せ

施工業者を決定し、工事について施工業者と打合せをしてください。

## 4. 必要書類の提出

必要書類を地域包括支援センターへ提出してください。



## 5. 受付

区で書類を審査のうえ、ご利用者へ給付対象通知書を送付します。



## 6. 工事着工依頼

給付対象通知書が到着後、施工業者へ工事を依頼してください。



## 7. 訪問調査

工事完了後、地域包括支援センターの職員が訪問調査へ伺います。  
完了届と必要書類を地域包括支援センターへご提出ください。



## 8. 審査・施工業者へ給付

区で、書類を審査のうえ、ご利用者へ決定通知書を送付します。  
※給付費は、区から業者へ直接支払います。